

会員に関する規程

【根拠条文：定款】

(会員)

第 37 条

4 その他会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「本協会」という。）の定款第 37 条第 4 項の規定に基づき、本協会会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第 2 条 本協会の目的、事業に賛同し、その運営を支援する法人又は個人で、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下、「法律」という。）第 2 条第 3 項の規定に基づき登録を受けた賃貸住宅管理業者又は法律第 2 条第 5 項に規定される特定転貸事業者は、会長の承認を得て、正会員（以下単に「会員」という。）となることができる。

(特別会員)

第 3 条 前条に規定する者以外の法人又は個人で、本協会の目的、事業に賛同し、その運営を支援する者は、会長の承認を得て、特別会員（以下単に「会員」という。）となることができる。

(入会手続)

第 4 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書及び必要書類を提出しなければならない。

(所 属)

第 5 条 会員になろうとする者は、原則、本店所在地の地域を所管するブロック（支部）に所属する。ただし、やむを得ない理由により、所属しない場合は、本店所在地の地域を所管するブロック長（支部長）の了承を得て他ブロック（支部）に所属することができる。

(会費及び入会金)

第 6 条 会費及び入会金は会費及び入会金規程の定めるところによる。

(会員への報告)

第 7 条 会長は、年 1 回会員総会を開催し、会員に対して、当年度の事業計画及び収支予算並びに前年度の事業内容及び決算内容を報告する。

(会費の使途)

第 8 条 第 6 条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員の懲戒事由)

第 9 条 会員が次の各号に該当したときは、会長は、倫理委員会を招集し、倫理委員会の報告を受けて、当該会員に対し、第 11 条第 1 号から 5 号のいずれかの懲戒処分を行うことができる。ただし、第 5 号については理事会の決議を要するものとする。

- (1) 法令違反又は各種の行政処分などを受けたとき
- (2) 公序良俗や社会規範に反する行為をしたとき
- (3) 経営状態が著しく健全性に欠けるとき
- (4) 本協会の目的、事業に反する行為をしたとき
- (5) 本協会の名誉を毀損する行為をしたとき

(倫理委員会)

第 10 条 会長は、前条の懲戒処分を行う場合は、倫理委員会を招集し、調査・検討の上、報告を求めることができる。

2 倫理委員会は、いつでも、会員に対して必要な事項の報告を求め、会員の状況を調査することができる。

3 前項の調査について、会員はこれを拒むことはできない。

4 その他倫理委員会に関する必要な事項は、委員会規程を準用する。

(懲戒の種類)

第 11 条 会員に対する懲戒は、下記各号のとおりとし、当該懲戒処分が行われたときは、すみやかに本協会の指定する方法により公表する。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告

- (3) 資格停止
- (4) 退会勧告
- (5) 除名

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 代表者が精神の機能の障害により賃貸住宅管理業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき
- (3) 代表者もしくは取締役が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員であるとき
- (4) 個人である会員が死亡したとき、法人である会員が解散したとき、又は団体である会員が消滅したとき
- (5) 会費等の納入が3月以上延滞し、本協会からの請求に対して2週間以内に全額完済しないとき。
- (6) 破産・民事再生の開始・特別清算の開始・会社更生手続きの開始の申立、又は手形交換所の取引停止処分・銀行等金融機関の取引停止処分。
- (7) 法人が不渡りを出す、全店舗を閉鎖する等、廃業に準ずる状態であると本協会が認めたとき。
- (8) 除名されたとき

(退 会)

第13条 会員はいつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年5月24日から施行する。

この規程は、平成25年3月7日から施行する。

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

この規程は、平成29年5月18日から施行する。

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

この規程は、令和3年3月18日から施行する。

第2条に該当する者の取り扱いについて、「法律」附則第2条第1項に定める経過措置期間が満了するまでの間は、登録を受けることを目指す者も会員となることができる。

この規程は、令和4年3月17日から施行する。